

# 地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立県民文化会館)

地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立県民文化会館（以下「県民文化会館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

## 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 山本 仁志（鳥取市尚徳町101番地5）

## 2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

## 3 指定管理料の額

1,238,797千円（債務負担行為額 1,238,797千円）

[参考] 単年度指定管理料の額

令和6年度249,329千円、令和7年度以降：247,367千円

※令和6度実施予定の設備改修に係る休業補償分を加味しているため。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

## 4 審査結果

公益財団法人鳥取県文化振興財団を指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的を理解した上で、文化振興のための各種事業や新たなサービス向上及び利用促進策、周辺施設と連携した賑わい創出の提案もあり、これまでの実績も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

## 5 審査の経緯

### (1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
筒井 宏樹（副委員長）	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター准教授
加藤 京子	鳥取おやこ劇場運営委員長
松田 千絵	鳥取県合唱連盟理事
村上 真弓	鳥取県地域社会振興部文化振興監兼文化政策課長

### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；令和5年5月15日（月）

指定管理者制度及び県民文化会館の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；令和5年8月2日（水）

面接審査の実施後、採点及び審議

### (3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。（指定手続条例第5条第1号）	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)

2	<p>施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者に提供するサービスの向上に向けた取組(利用者の利便性向上、接遇向上、レストランの運営等)</li> <li>○施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組(営業活動、顧客開拓)</li> <li>○地域の賑わい創出に向けた取組(周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等)</li> <li>○文化団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援</li> <li>○施設を利用して行う文化芸術事業の実施(事業計画、収支計画、偏りのないジャンル構成)</li> <li>○アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の実施(中長期的な取組方針、事業計画、収支計画)</li> <li>○県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策</li> <li>○文化芸術情報の発信に関する取組</li> <li>○文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組</li> </ul> <p>2 管理の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開</li> </ul> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</li> </ul> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</li> </ul> <p>5 利用者等の要望の把握</p> <p>6 文化芸術事業にかかる自己評価手法</p>	75 点
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>1 収支計画及び積算内容</p>	10 点
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>1 組織及び職員の配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</li> </ul> <p>2 専門職員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び文化芸術事業や活動者に適切な支援を実施していくために必要な職員の配置</li> </ul> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。</li> </ul> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者雇用の状況</li> <li>○男女共同参画推進企業の認定の状況</li> <li>○SO・TEASの認証等の状況</li> <li>○あいサポート企業等の認定等</li> </ul> <p>6 当該施設の管理運営状況の実績評価</p>	30 点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (75点)	56点	○長年実施されているが、レストランとの連携や利用者の利便性の向上において新たな取組が見られた。 ○文化事業が積極的に実施されているが、集客増につながる工夫や、催事の対象者に合わせた手法による積極的な広報が望まれる。 ○コロナ禍により生演奏などを鑑賞する機会がなかった年齢の子どもたちに集中的に機会をつくってはどうか。 ○県内芸術家の発掘につながる取組を期待する。 ○利用者に対し、きめ細やかなサービスがなされている。 ○建設から30年経過する施設であるが、有資格職員により効率的、適切に維持管理されている。
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	6点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	18点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○有資格者が多く、職員研修など人材育成に力を入れている。今後も継続して欲しい。
総合評価 (115点)	80点	

(注) 点数は、委員5名の審議により決定した。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

現行どおりの運営とする。ただし、利用者の利便を図るため必要があると認めた場合は、利用時間の繰り上げ及び延長をする。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：毎週月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）及び毎年12月29日から翌1月3日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり  
減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的（文化振興）に沿ったサービス・事業の内容

○実践的育成（OJT）により人材の育成を行うとともに、その知識及び技能を活かし文化芸術団体や個人の活動者に対して積極的な助言、支援を実施。

- ・文化芸術団体等が行う催事の企画立案・広報・運営に関する相談窓口の設置
- ・舞台づくり相談窓口による提案やアドバイス
- ・文化活動者が当該施設以外の施設で実施する公演等に対する助言、支援

- ・舞台芸術や文化活動に取り組んでいる高校生・大学生らを対象とした舞台技術実習
- 文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業、伝統芸能の継承・活性化事業
  - ・県民と財団が連携した舞台公演をプロデュース作品として制作して上演
  - ・県内の18歳以下が創作した戯曲を18歳以下が演じる演劇公演、戯曲創作講座の実施
  - ・「鳥取県青少年郷土芸能の祭典」と「とっとり伝統芸能まつり」を統合し、地域に根付く郷土芸能の発信及び文化継承を実施。
- 市町村と連携し質の高い実演芸術の提供や児童・生徒を対象にしたアウトリーチの積極的な展開
- 県内文化施設及び行政機関を対象とした研修の開催や各種情報提供、職員の出張派遣による技術支援・助言等を実施。
- 企業による文化芸術活動の支援（メセナ活動）を実践しようとする県内関係団体・企業等の法人と協働し、地域の活性化や地域課題の解決等を図る目的でパートナー企業制度を導入。

#### (4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 利用申し込み、支払いのオンライン24時間対応
- きめ細やかなサービスの提供や割引制度の実施（ホールのピアノを練習で利用する場合など）
- 接遇研修等を通じた適切で快適な接遇力の強化
- イベントトータルサポート体制の充実
- 会館の公演等と連動した賑やかなレストランへのサポート運営
- <新規・拡充取組>
- 県内の文化芸術団体が文化芸術事業のために利用する場合の受付期間を現行より1カ月前倒し
- フリースペース、ホールのホワイエ等や屋外スペースの利用条件を緩和
- 利用料後納範囲の拡大による利便性の向上 ※一定条件を満たす法人も可とする。
- 新たな展示スペースの提供

館内の開かれたスペースを活用し、県内で活動する文化芸術活動家の作品発表の場を提供する。

#### (5) 地域の賑わい創出に向けた取組等

- 県民文化会館周辺賑わい創出
  - ・レストラン、図書館と連携した親しみのある実演芸術の企画・実施（カフェ・コンサート等）
  - ・フリースペース等を活用したアート夢空間事業の展開（多様なジャンルの鑑賞の場の提供）
- 身近で親しみやすい施設を目指したけんぶんファミリープログラムの提供
  - ・気軽に参加できるワークショップ型の小規模公演等の「アート SQUARE 夢空間事業」の実施
  - ・親子や若年層を対象とした「ホール体験ツアー」の実施
  - ・好奇心・探求心をくすぐる「みんなのピアノ聴き弾きくらべ♪コンサート」の実施